



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6163379 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 4 5 類

簡易裁判所に対する手続の代理およびこれに関する法律事務，破産・債務整理に関する法律事務，破産・債
その他別紙記載

商標権者

(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

福岡県福岡市博多区博多駅前 1-1-1 博多新三井ビルディング 8 階

司法書士法人みつ葉グループ

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願 2018-110454

出願日

(FILING DATE)

平成 30 年 9 月 3 日 (September 3, 2018)

登録日

(REGISTRATION DATE)

令和 1 年 7 月 19 日 (July 19, 2019)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 1 年 7 月 19 日 (July 19, 2019)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永

